

第2回ながさきグルメセレクション認定証・パンフレット製作等業務仕様書

この仕様書は、一般社団法人長崎県観光連盟(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託して実施する「第2回グルメセレクション認定証・パンフレット製作等業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

第2回ながさきグルメセレクション認定証・パンフレット製作等業務

2. 業務の目的

観光客にお勧めするグルメ店を紹介する「ながさきグルメセレクション」の第2弾として、観光のプロ(宿泊施設、タクシー会社、市町観光協会、観光ガイド、マスコミ等)がお勧めする「プレミアムなグルメ店」を投票により選定。

その結果をもとに、認定証やパンフレットを製作し、情報発信を図ることにより、観光客の旅の満足度向上及びリピーター確保を目指す。

3. 事業期間

契約締結日から令和2年3月27日(金)までとする。

4. 業務の内容等

(1) 認定証について

デザイン、編集、印刷等の認定証製作の一切の業務に関すること。

① 規格等について

ア. 部数 グルメセレクション認定店分 85 部

イ. 規格については、自由提案とする。

【参考(第1回グルメセレクション認定証の規格)】

A4 タテ(4色カラー)、スーパーポスト 220kg(共紙)、ページ数 1 ページ(表面のみ)

② 認定店について

・認定店については、参加表明書受付後、乙へ提供する。

③ デザインについて

・本事業のコンセプト「プレミアムなグルメ店」を印象付ける高級感のあるデザインとすること。

④ 本文について

ア. タイトルについては、「グルメセレクション」を使用したキャッチコピーを提案すること。

【例】

「観光のプロ オススメ! グルメセレクション」

イ. 認定証に印刷する文字(文・店舗・発行元)は、甲からデータで提供する。

ウ. 本事業を連想させるロゴを製作し、掲載すること。

⑤ 成果品及び納品について

ア. 成果品: 認定証 85 部及び認定証デザインデータ

イ. 納品期限: 令和2年2月14日(金)

ウ. 納品場所: 一般社団法人長崎県観光連盟(長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 5F)

(2) パンフレットについて

グルメセレクションにより選ばれた 85 の店舗を掲載したパンフレットを製作するにあたり、「デザイン・レイアウト」、「校正・色校(各 2 回以上)」、「版下作成」、「印刷」の業務とする。

①規格について

自由提案とする。

【参考(第 1 回グルメセレクションパンフレットの規格)】

ア. サイズ :A5 版(タテ)

イ. ページ数:36 ページ(表紙・裏込み)

ウ. 用紙 :マットコート 70kg

エ. 印刷 :オフセット印刷

オ. 製本 :中ホッチキス製本

カ. 色数 :4 色カラー

②部数 70,000 部

③表紙・裏表紙について

ア. 本事業のコンセプト「プレミアムなグルメ店」に合うタイトルデザインとすること。

イ. 本事業を連想させるロゴを製作し、掲載すること。

ウ. 裏表紙は、発行元及びアンケート調査(WEB アンケートへ誘導)を記載すること。

④紙面について

ア. 本事業のコンセプト「プレミアムなグルメ店」に合うデザインとし、かつ見やすく分かりやすい誌面づくりを心掛けること。

イ. 店舗紹介製作にあたり、店舗の基礎情報及び写真は甲から提供する。

なお、乙が保有する写真を使用しても可。

ウ. 各店舗には、県認定店(県の魚愛用店、地産地消のこだわりの店、和牛指定店、県産酒指定店)マーク及びインバウンド対応状況を記載すること。

エ. 1 ページあたり 4 店舗の紹介とする。ただし、変更提案は可とする。

オ. 店舗配列については、地域別及びジャンル別とする。ただし、変更提案は可とする。

カ. 各エリア毎の店舗マップを作成すること。

キ. 外国人がよく訪れる店及び県産酒紹介ページを作成すること。(データは甲から提供)

ク. その他、内容の充実に繋がるものがあれば、積極的に提案すること。

⑤校正について

ア. 校正・色校は、各 2 回以上行なうものとする。

イ. 各店舗への校正確認は、受託者の責任により行うこと。

ウ. 乙は、記載内容の校正確認を行うため甲にも随時、校正原稿を提供すること。

⑥発送について

ア. 乙はパンフレット完成後、別紙①のとおり関係施設へ発送業務を行うこと。

その際に係る発送費用等経費については、乙の責任により行うものとする。

⑦成果品及び納品について

ア. 上記パンフレット 34,400 部については、納品と共に最終の電子データ(イラストレーター及び PDF データ)を CD-ROM により納品すること。

納品場所:(一社)長崎県観光連盟 情報企画部 情報企画課

(長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 5F)

イ. 上記パンフレット 35,600 部については、別紙①のとおり乙の責任により、発送すること。

納品・発送期限 令和 2 年 3 月 27 日(金)

(3)その他(効果的な媒体を活用した情報発信)

受託者において、自社の媒体(WEB、雑誌等)を活用して、今後、効果的に情報発信を図ること

が出来る場合は、その内容について、企画提案書に記載して下さい。

※かかる経費については、見積書には含めないこととする。

5. 運営管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理(各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等)を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

6. 留意事項

ア 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合は除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害を生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

ウ 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等)することができることとする。

エ 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

オ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。

7. 個人情報の保護

乙は、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

8. 再委託

乙は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事業の一部について、受託者があらかじめ甲と協議し、甲が承認した場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする。

9. その他

乙は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要があると認められる場合は、甲と

協議すること。

別紙①

ながさきグルメセレクションパンフレット受託者発送分

発送先		件数	冊数	
長崎県観光連盟会員	各市町	21	100	2,100
	各市町観光協会	22	150	3,300
	交通運輸	26	50	1,800
	宿泊施設	109	200	21,800
	会社・団体	10	50	500
	観光施設	14	100	1,400
	県大阪事務所	1	200	200
	県東京事務所	1	250	250
グルメセレクション認定店		85	50	4,250
合計		289		35,600

合計 289 件 全 35,600 部

※今後、変更することも有り。